

2025 年 9 月 12 日

各 位

上場会社名 東洋建設株式会社
代 表 者 代 表 取 締 役
会長執行役員 CEO 吉田 真也
(コード番号 1890 東証プライム)
問合せ先責任者 コーポレート部門管理グループ
総 務 部 長 小 河 真
T E L 03-6361-5450

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025 年 11 月中旬頃に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）招集のための基準日の設定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会を開催する場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2025 年 9 月 30 日（火曜日）を基準日（以下「本基準日」といいます。）と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することのできる株主とし、以下のとおり本基準日に関する公告をいたします。

- (1) 基準日 : 2025 年 9 月 30 日（火曜日）
- (2) 公告日 : 2025 年 9 月 12 日（金曜日）
- (3) 公告方法 : 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）
<https://www.toyo-const.co.jp/ir/shareholder/electronic>

2. 本臨時株主総会の開催日及び付議議案等について

当社が 2025 年 8 月 8 日付で公表した「大成建設株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、大成建設株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立し、かつ、公開買付者が当社株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式及び当社の株主である前田建設工業株式会社（以下「本不応募合意株主」といいます。）が所有する当社株式の全て（以下「本不応募合意株式」といいます。）を除きます。）を取得できなかった場合には、公開買付者は、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）第 180 条に基づき、当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに当社に要請（以下「本要請」といいます。）する予定とのことです。なお、公開買付者及び本不応募合意株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

つきましては、当社は、本要請に基づき本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、上記「1. 本臨時株主総会に係る基準日等について」に記載のとおり、あらかじめ本臨時株主総会の招集のための基準日を設定することといたしました。なお、本臨時株主総会を開催する場合、その開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

他方、(i) 本公開買付けが成立しなかった場合、又は、(ii) 本公開買付けが成立し、公開買付者が本公開買付けにおいて、当社株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。）を取得できた場合には、当社は、本臨時株主総会を開催せず、本基準日についても利用しない予定です。

以 上